

法人名		※ 処理 事項	整理 番号	事務所	区分	法人 番号	申告 区分
	事 年	業 度	平 成	年	月	日	から

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人									
資本金等の額 別表5の2下表2⑬又は⑲若しくは⑳	①	兆	十億	百万	千	円	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数	③	
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④	②						期末の総従業員数	④	
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人									
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬	⑤	兆	十億	百万	千	円	特定内国法人		
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩	⑥						特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩)/同表⑥	⑬	%
差引	⑦						非課税事業をあわせて行う法人		
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩/同表⑤) 又は(⑦×別表5の2の2⑪/同表⑫)	⑧						国内における非課税事業に係る期末の従業 者数	⑭	人
再差引	⑨						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	⑮	
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮	⑩								
課税標準の特例に係る控除額 ⑩	⑪								
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪	⑫								

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号関係				法附則第9条第4項から第7項関係					
資本金等の額 別表5の2下表2⑬	⑯	兆	十億	百万	千	円	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬又は(⑨-⑩)	⑳	
法第72条の21第1項第1号に係る加算	⑰						課税標準の特例に係る控除割合	㉓	—
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除	⑱						未収金の帳簿価額	㉔	円
仮計 ⑯+⑰-⑱	⑲						総資産価額	㉕	
法附則第9条第1項関係							課税標準の特例に係る控除額 (㉔×㉓)又は(㉔×㉔/㉕)	㉖	兆 十億 百万 千 円
資本金の額 別表5の2下表1㉑	㉒								
法附則第9条第1項に係る額 ㉒×2	㉑								

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬	㉗	兆	十億	百万	千	円	外国における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉘	
外国の事業に係る控除額 ㉗×㉘/㉙	㉚						期末の総従業員数	㉙	
差引 ㉗-㉚	㉛						非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人		
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉛×㉜/㉝	㉞						国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数	㉜	人
控除額計 ㉚+㉞	㉟						国内における事務所又は事業所の期末の従 業員数	㉝	

法人名	※ 処理 事項	整理 番号	事務所	区分	法人 番号	申告 区分
	事 年	業 度	平 成	年	月	日 から
	平 成	年	月	日 まで		

資本金等の額に関する計算書

1. 内国法人の資本金等の額に関する計算

収入金額課税事業をあわせて行う法人	
資本金等の額 別表5の2下表2⑳又は㉑若しくは㉒ ①	収入金額課税事業以外の事業に係る期末の 従業員数 ③
収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額 ①×③/④ ②	期末の総従業員数 ④
特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人	
月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬ ⑤	特定内国法人
特定子会社の株式又は出資に係る控除額 別表5の2の4⑩ ⑥	特定内国法人の付加価値額の総額に占める 国内の事業に帰属する付加価値額の割合 (別表5の2の2⑤-同表⑩) / 同表⑤ ⑬
差引 ⑤-⑥ ⑦	非課税事業をあわせて行う法人
外国の事業に係る控除額 (⑦×別表5の2の2⑩) / 同表⑤ 又は (⑦×別表5の2の2⑪) / 同表⑫ ⑧	国内における非課税事業に係る期末の従業 員数 ⑭
再差引 ⑦-⑧ ⑨	国内における事務所又は事業所の期末の従業 員数 ⑮
非課税事業に係る控除額 ⑨×⑭/⑮ ⑩	非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人
課税標準の特例に係る控除額 ⑩ ⑪	
控除額計 ⑥+⑧+⑩+⑪ ⑫	

2. 特例適用対象法人等の資本金等の額に関する計算

法第72条の21第1項第1号から第3号関係	法附則第9条第4項から第7項関係
資本金等の額 別表5の2下表2⑳ ⑬	月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬又は(⑨-⑩) ⑭
法第72条の21第1項第1号に係る加算 ⑬	課税標準の特例に係る控除割合 ⑮
法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除 ⑬	未収金の帳簿価額 ⑯
仮計 ⑬+⑭-⑮ ⑰	総資産価額 ⑰
法附則第9条第1項関係	
資本金の額 別表5の2下表1㉓ ⑰	課税標準の特例に係る控除額 (⑰×⑮) 又は (⑰×⑯/⑰) ⑱
法附則第9条第1項に係る額 ⑰×⑱ ⑲	

3. 外国法人の資本金等の額に関する計算

月数あん分後の資本金等の額 別表5の2⑬ ⑲	外国における事務所又は事業所の期末の従業 員数 ⑳
外国の事業に係る控除額 ⑲×㉑/㉒ ㉓	期末の総従業員数 ㉑
差引 ⑲-㉓ ㉔	非課税事業又は収入金額課税事業をあわせて行う法人
非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額 ㉔×㉒/㉑ ㉕	国内における非課税事業又は収入金額課税 事業に係る期末の従業員数 ㉒
控除額計 ㉓+㉕ ㉖	国内における事務所又は事業所の期末の従業 員数 ㉑